

第8期合志市障がい福祉計画・第4期合志市障がい児福祉計画策定支援業務 委託に係るプロポーザル実施要領

合志市健康福祉部 福祉課

1 目的

この要領は、合志市（以下「本市」という。）が「第8期合志市障がい福祉計画・第4期合志市障がい児福祉計画策定業務」（以下「業務」という。）を委託するにあたり、受託を希望する業務を行う能力を有する民間事業者の中から、より本市の求める業務を遂行できる最も適した民間事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（1）業務の目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条及び第88条に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の19及び第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」を策定するための業務とし、法律や国が定める基本方針に即するとともに、計画に盛り込むべき事項を網羅するものとする。

（2）業務名

第8期合志市障がい福祉計画・第4期合志市障がい児福祉計画策定業務委託

（3）業務内容

別紙「第8期合志市障がい福祉計画・第4期合志市障がい児福祉計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（4）業務場所

合志市内（ただし、本市が認める場合はこの限りではない）

（5）履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（6）予算上限額

8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定を準用し、該当しないこと。
- ② 本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている

- 者でないこと。
- ⑥ 国税、都道府県税、市町村民税に未納がないこと。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 77号)第2条第6項に規定する暴力団員が役員または代表者である団体もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではない者
 - ⑧ 過去10年間に、地方公共団体との障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画若しくは福祉分野の事業計画策定業務の実績を有すること。

4 プロポーザル日程

手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
実施要領の公表	令和8年1月21日(水)	本市ホームページによる公表
参加申込書の提出	令和8年2月6日(金)まで	福祉課まで持参又は郵送により提出
質疑書の提出	令和8年2月10日(火)まで	福祉課へFAX又は電子メールで提出
質問に対する回答	令和8年2月13日(金)	全参加申込者に電子メールで送信、及び本市ホームページによる公表
企画提案書の提出	令和8年2月19日(木)まで	福祉課まで持参又は郵送により提出
書類・面接審査	令和8年3月5日(木)予定	合志市役所
受託候補者決定	令和8年3月中旬	受託候補者決定通知による
審査結果の公表	令和8年3月中旬	本市ホームページによる公表

※この日程は、本要領の公表日における予定であり、都合により変更することがあります。

5 事業者の公募

(1) 実施要領の公表等

実施要領、提出様式及び仕様書は、本市ホームページからダウンロードにより取得するか、福祉課で直接受け取ること。

(2) 参加の申込み

プロポーザルに参加する者は、次により「参加申込書（様式1）」を提出すること。

① 提出方法

福祉課まで持参又は郵送（申込期限までに到着するものに限る）による。

※郵送中の事故に伴う損害に関して本市は一切の責任を負わない。

② 申込期間

令和8年1月21日(水)から令和8年2月6日(金)まで

【受領時間】8時30分から12時まで及び13時から17時まで

6 質疑書の提出及び回答

本要領及び仕様書等に対する質疑がある場合は、次により「質疑書（様式2）」を提

出すること。

① 提出方法

福祉課へFAX又は電子メールによる。

【FAX】096-248-1196

【電子メール】fukushi@city.koshi.lg.jp

※FAX・電子メールの送受信に起因するトラブルについて、本市は一切の責任を負わない。

② 提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月10日（火）17時まで

③ 質問に対する回答

当該質問に対する回答は、質問者の名称等を匿名化して、一括して全ての参加申込者に対し、電子メールで送信する。また、本市ホームページへの掲載による公表を行う。

7 プロポーザルの実施方法

プロポーザルにおける審査及び受託候補者を選定するため、「合志市障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、審査する。

※プロポーザルに関する手続及びスケジュールについては、「4 プロポーザル日程」のとおり。

8 参加申込み後のプロポーザル参加の辞退

参加申込書を提出した者で、プロポーザルの参加を辞退するときは、企画提案書等の提出期限日の前日までに「プロポーザル参加辞退届（様式3）」を福祉課まで持参又は郵送により提出すること。

【受領時間】8時30分から12時まで及び13時から17時まで

9 提案方法

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（表紙）（様式4）
- ② 本市の特性を踏まえた第8期合志市障がい福祉計画・第4期合志市障がい児福祉計画に関する提案書（任意書式）
- ③ 作業スケジュール及び業務実施体制に関する提案書（任意書式）
- ④ 見積書（見積金額の内訳書）（任意書式）
- ⑤ 会社概要書（様式5）
- ⑥ 業務実施体制書（様式6）
- ⑦ 業務経歴書（様式7）

(2) 提案内容

- ① 本市の特性を踏まえた第8期合志市障がい福祉計画・第4期合志市障がい児福祉計画に関する提案書（前記（1）-②）

計画策定に係る次の項目を参考に、これまでの障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の内容や関係施策の推進状況に対する評価等を踏まえながら、計画期間に本市がとるべき施策の方向性について提案する。

- ・各種調査実績(アンケート調査等)に基づく実態把握や分析方法、課題等の提案方法
- ・国、県、市町村の動向及び本市の障がい者福祉施策の現状と課題を踏まえた上での本市における計画策定の手法
- ・計画に関する基礎数値や資料及び現状分析等に係る支援業務の具体的な内容
- ・計画原案作成に係る支援業務の具体的な内容
- ・計画策定に係るワークシート作成支援業務の具体的な内容
- ・計画内容を審議する障がい者計画等策定委員会の運営に係る支援業務の具体的な内容

(参考)合志市障害者福祉計画策定委員会(3回程度開催予定)

- ・市民意見募集に係る支援業務の具体的な内容
- ・概要版において、音声コード利用
- ・その他(貴社が受託した場合の本市のメリットや、貴社が業務を遂行する際のアピールポイントなど=任意記載)

② 作業スケジュール及び業務実施体制に関する提案書(前記(1) -③)

本業務に関する具体的なスケジュール及びそれぞれの工程における人員配置等の事業実施体制を示すこと。

③ 見積書(見積金額の内訳書)(前記(1) -④)

提案内容の実施に要する費用を記入し積算根拠となる見積金額の内訳書を添付すること。内訳書は、業務区分、業種、種別、細別まで記載すること。また、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 提出部数

10部(原本1部、副本9部)

※1部ずつA4版縦型フラットファイルに長辺とじとする。

(4) 提出方法

福祉課まで持参又は郵送(書留)による。

【受領時間】8時30分から12時まで及び13時から17時まで

【書留】一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による。

(5) 提出期限

令和8年2月19日(木)17時まで(必着)

(6) 提出書類作成に係る留意事項

- ① 1社1提案とする。
- ② 提案内容については、他からの無断転用を禁止する。
- ③ 任意書式の用紙はA4版(図表はA3版をA4版に折込み可)とする。
- ④ ページ数は20ページ以内とする。
- ⑤ 文字は10.5ポイント以上とする。
- ⑥ 提案書類については、カラー印刷を取り入れた、分かりやすいものとする。

- ⑦ 本市の第4期合志市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画等は、本市ホームページで確認すること。
- ⑧ 整合性と調和を図る他の計画等は次のとおりである。
 - ア 合志市総合計画
 - イ 合志市地域福祉計画及び合志市地域福祉活動計画
 - ウ 合志市健康増進・食育推進計画
 - エ 合志市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
 - オ 合志市こども計画
 - カ 国の基本指針等、熊本県障がい者計画及び障がい福祉計画
 - キ 人権擁護、医療、教育、住宅、生活安全、労働などの施策・事業

(7) その他

- ① 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出書類は、返却しない。
- ③ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- ⑤ 市は、提出書類を選定委員会の審査以外に提出者に無断で使用しない。

10 参加資格確認書類

(1) 提出書類

- ① 登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。写し可）
法務局が発行する「履歴事項全部証明書」
- ② 国税の納税証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。写し可）
所轄の税務署で発行する納税証明書（その3の3）
※「法人税」、「消費税及び地方消費税」の未納の税額がないことの証明
- ③ 印鑑証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。写し可）
法務局が発行する法人の印鑑証明書

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

企画提案書と一緒に福祉課まで持参又は郵送による。

(4) 提出期限

令和8年2月19日（木）17時まで（必着）

11 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

選定委員会において、提案者からの企画提案書類及び面接（プレゼンテーション）

による審査を行う。

① 面接審査（プレゼンテーションの審査）

（ア）実施期日

令和8年3月5日（木）予定

（イ）会場

合志市役所庁舎内 ※具体的な時間及び会場は後日通知

（ウ）出席者

3名以内。プレゼンテーションは本業務の担当予定者等が行うこと。

（エ）提案及び説明時間

企画提案書に基づき、1社20分以内のプレゼンテーションを行う（プロジェクト等を使用する場合はセッティングの時間を含む。パソコンは提案者が用意）。その後10分の質疑応答を実施する。

（2）評価基準

評価項目	評価内容	配点
① 業務遂行能力、保有技術力	業務スケジュールが適正か	5
	業務遂行にあたって、充分な体制を有しているか	10
	類似業務の実績が豊富で、業務の確実な実施が期待できるか	5
	調査について専門性を有し、調査手法及び結果の解析方法は適正か	5
② 提案内容の妥当性、新規性、創造性、実現性	業務の仕様を的確に理解した上での提案になっているか	10
	提案内容が具体的で実現性があるか	10
	適切な情報収集・分析の視点は的確か	10
	障がい者福祉施策の現状と展望について、国・県・市町村の動向を踏まえ、的確に把握しているか	10
	本市の障がい者福祉施策について、現状と課題を的確に把握しているか	10
	計画等策定委員会、パブリックコメント等の支援は適切であるか	5
③ 見積金額及び費用積算根拠の妥当性	事業金額が適正な見積もりとなっているか	5
④ プrezentationの的確性	企画提案書の内容をよく補完して説明しているか	5
	質問に対する応答が明快で、かつ迅速であるか	5
	積極的に取り組む意欲が感じられるか	5

(3) 審査手順

審査にあたっては、評価基準に基づき採点し、総合評価点の最高得点の提案者を受託候補者に選定する。採点にあたっては、選定委員会委員がそれぞれ採点し、それらの合計点により点数を算出する。最高得点の点数の同じものが2者以上あるときは、くじにて順位を決定する。

なお、この選定により委託契約の受託者や契約金額が確定するものではない。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とし、その提案は無効とする。

- ① 参加申し込み後、契約日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本要領で示された提出書類の提出期限、提出方法ならびに提出書類作成に係る留意事項の条件に適合しない場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13 審査結果の通知及び公表

選定委員会の審査結果は、全提案者に通知する。併せて本市ホームページへの掲載により公表する。

14 契約に関する基本事項

(1) 契約締結

プロポーザルにより決定した受託候補者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、本市と受託候補者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合には、選定において総合評価点が高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うこととする。

(2) 支払条件

業務完了時の一括払いとする。(ただし契約保証金を除く。)

15 その他

- ① 決定した受託候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- ② 本要領に示した書類のほか、合志市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- ③ 提案者は、受託候補者決定後、プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ④ プロポーザルにおいて提出された企画提案書類等は、合志市情報公開条例（平成18年条例第8号）の規程により、第三者より開示請求があった場合については開示

するものとする。なお、個人情報等の不開示情報についてはこの限りでない。

16 プロポーザルに関する連絡先

合志市健康福祉部 福祉課 障がい福祉班

T E L 096-248-1144 (直通)

F A X 096-248-1196

電子メール fukushi@city.koshi.lg.jp

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地